

MMCニュース 経営情報

2024年4月号

〒101-0051

東京都千代田区神田神保町 2-20

ワカヤギビル 504

TEL.03-3511-6038 FAX.03-3511-6039

<https://www.mmc-office.co.jp>

有限会社MMC

賃上げ 主導権は経営者の手に！

大手各社の春闘は軒並み6%前後のアップとなりました。“前向きな賃上げ”(収益性がアップした結果の賃上げ)をしている企業と“後ろ向きな賃上げ”(賃上げしないと社員を確保できないために止むを得ず行う賃上げ)の企業とは大きな違いです。中小零細企業は“後ろ向き賃上げ”が多いかも知れません。

「収益向上が実現しないのだから仕方がない」と言っているのはいつまでも経営改善は遠い道となってしまいます。そこでご提案したいのは、原点に立ち返り「収益向上と賃上げを連動させること」です。要するに「成果を上げた社員には賃上げをする」=「成果型賃上げ」を活用するのです。「成果給は過去に導入経験があるけど、うまくいかなかった」と仰る方は多いと思います。今回のご提案のキーポイントはどんな成果に対する評価を行うかです。

(うまくいった成果型賃上げの実例)

あるアパレル(洋服販売)業者で行ったのは、実店舗の販売スタッフが、自店の洋服をスタッフ自

身の好みでコーディネートしてモデルとなり写真を通販サイトにアップします。その際、コーディネートのポイントもコメントします。また可能な限り顔出しもします。写真撮影はスタッフ同士で協力し合ってスマホで行います。

この通販サイトで売れた分を給料に還元しますので、会社もスタッフも身を切ることなく収益の還元が実現できたそうです。通販サイトを新規で立ち上げなければいけない場合の設備投資は会社負担にならざるを得ませんが、先行投資としてしっかり回収するのです。

(上記の事例のポイント)

- 通販サイトは元々会社側で強化すべきツールと位置付けていた。
- スタッフの顔出しは、サービス業では効果があがるとの分析があるそうです。嫌がるスタッフへの無理強いせず、顔出ししたスタッフに高い成果が出れば、そちらに移行するスタッフは増えていきます。

経営者の皆さんは、様々な情報収集をしたり、自社分析をしたりしていると思います。世の中の流れを掴み、自社で伸ばせる部分を固定概念なく見つめなおしてみたいはいかがでしょうか。

新幹線の利点を活かす 早いだけでなく医薬品や 精密機械・生鮮食品も

JR東海は、東海道新幹線「こだま」で法人向け荷物を即日運ぶサービス「東海道マッハ便」を始めると発表しました。取り組みが先行するJR東日本などグループ各社とも連携し、新幹線で全国に荷物を速達で届ける体制を整えます。

鉄道貨物輸送に必要な認可を国に申請中で、準備が整う4月以降に始めます。東京―名古屋、新大阪駅を発着するこだまの上下線48本が対象。こだまとして運行する時には使っていない車内販

売商品を保管する業務用室を活用し、段ボール40箱分の荷物を輸送します。荷物はJR東海のグループ会社による集荷に加え、駅への持ち込みもできます。高速性や揺れが小さい新幹線の特徴を生かし、医療品や精密機器、生鮮食品などの輸送需要を見込んでいます。

新幹線による荷物輸送はすでにJR東日本や西日本、九州が始めており、東海の参入で北海道から九州まで新幹線を乗り継ぐ荷物の輸送が可能になります。仙台駅から東北新幹線で運んだ荷物を東京駅で積み替え、新大阪駅に届けることなどが想定されます。

トラックの運転手の人手不足により、輸送力が低下すると懸念される物流の「2024年問題」の対応では、鉄道に輸送を切り替えることも検討されています。

路上パーキングメーター 利用料は消費税非課税 警視庁が改めて周知

警視庁は、都市部や駅前などに設置されているパーキングメーター及びパーキングチケット(以下「パーキングメーター等」)の利用料金が消費税法上「非課税」であることをHP上で周知しています。従来から非課税であることに変わりはありませんが、実務上は課税であるとの誤認から、パーキングメーター等のインボイスについて問合せが数多く寄せられたことを踏まえて対応したといたします。

パーキングメーター等の利用料は、地方自治法や関連条例によると「駐車料」ではなくパーキングメーター等の維持管理に必要な「警察手数料」に該当するため消費税は非課税となるそうです。

顧問先の皆様が業務で駐車場を利用するにあたり、インボイス対応の領収書を希望する方は、支払金額との兼ね合いを考えつつ民間駐車場を利用するのが良いかもしれません。

立退料に係る税金 細かな名目によって 計算が違ってきます

ほとんどの方は立退料を受け取る機会はないかと思いますが、弊社顧問先様では数年に一度の頻度で、立退料を受け取る方がいらっしゃいます。今回は、賃借しているテナント物件において立ち退きにあったケースを想定してその概要をご案内します。

立退料と言っても、その名目と税金計算方法は以下に大別されます。

【 資産消滅の対価補償として受け取る場合 】

譲渡所得となりその計算方法は以下の通りです。

① (受取金額)-(内部造作等の簿価)-50万円

② 他の所得と①を合算した金額が課税対象

※ その年の1月1日時点で所有期間が5年超の物件の場合、上記①はさらに2分の1とみなしてもらえます。

【 売上補てんとして受け取る場合 】

事業所得として受け取った全額が所得に加算されます。

【 その他の名目により受け取る場合 】

一時所得となりその計算方法は以下の通りです。

① (受取金額-50万円)×2分の1

② 他の所得と①を合算した金額が課税対象

通常受け取る立退料には消費税は課税されませんが、“賃借権の譲渡”に該当すると消費税も課税されるケースがあります。ちょっとした名目の違いで税金計算が異なってくるので、立退のお話しが出た際には、事前にお問い合わせください。



MMCホームページ



YouTube



10年やせました